

市民センターの概要

1. 市民センター（公民館）の歴史

仙台市では、従来より、地域における社会教育施設として教育委員会が所管する「公民館」と、市民の自主活動の場として企画市民局が所管する「市民センター」という 2 種類の市民利用施設が設置されていた。政令指定都市に移行した平成元年度にそれぞれの機能を併せ持つ施設となり、平成 2 年 4 月から「市民センター」の名称に統一された。

行財政運営を取り巻く環境の変化や多様化・高度化する時代の変化に対応するため、平成 13 年 4 月には市民センターの業務再編を行い、区中央市民センターに教育局職員を集中配置とともに、地区市民センターにおける生涯学習事業を「仙台ひと・まち交流財団」に委託した。平成 16 年 4 月からは指定管理者制度を導入、同財団を管理者として指定している。市民センターは、市民本位の総合的・体系的な生涯学習事業を推進する生涯学習拠点として、現在、市内 59 箇所に設置されている。

年 月	摘要	館数
昭和 21 年 10 月	在仙文化人有志により、宮城県医師会館内に「仙台公民館」が設立。	
昭和 24 年 6 月	（「社会教育法」制定）	
昭和 24 年 8 月	「仙台市公民館条例」の制定により、仙台市公会堂（現市民会館）内に「仙台市公民館」が誕生。	1 館
昭和 25 年 12 月	（仙台市教育委員会発足）	
昭和 27 年 6 月	（「仙台市社会教育委員の設置に関する条例」の制定）	
昭和 31 年 4 月	生出村が仙台市に合併したことに伴い、生出村公民館を「生出分館」に改称。	1 館 1 分館
昭和 42 年 4 月	「生出分館」が移転し、「生出公民館」に名称を変更。	2 館
昭和 42 年 10 月	「仙台市公民館条例」を新たに制定（旧条例は廃止）。 「長町公民館」開館。	3 館
昭和 43 年 11 月	「高砂公民館」開館。	4 館
昭和 44 年 10 月	「中田公民館」開館	5 館
昭和 46 年 8 月	公会堂解体・市民会館建設に伴い、「仙台市公民館」が東二番丁の「市民教養センター」に移転。	
昭和 48 年 3 月	「仙台市公民館」が「中央公民館」の名称となる。	
昭和 56 年 12 月	「岩切公民館」開館。	6 館
昭和 58 年 3 月	「中央公民館」を現在地（仙台駅東口「パルシティ仙台」内）に新築移転し、宮城野通図書館（現・榴岡図書館）と共に開館。	
昭和 58 年 4 月	「七郷公民館」開館。	7 館
昭和 61 年 3 月	（東二番丁小学校改築に伴う「市民教養センター」の廃止）	
昭和 61 年 7 月	「中央公民館柏木分館」開館。	7 館 1 分館

昭和 62 年 11 月	宮城町合併に伴い、公民館 9 館、分館 1 館となる。 (※)宮城・宮城西	9 館 1 分館
昭和 63 年 1 月	中央公民館一番町分館の開館。	9 館 2 分館
昭和 63 年 3 月	秋保町、泉市の合併に伴い、公民館 18 館、分館 2 館となる。 (※)泉・南光台・加茂・将監・根白石・秋保・馬場・湯元・八乙女	18 館 2 分館
平成元年 4 月	教育委員会所管の「公民館(18 館 2 分館)」と市民局所管の「地区市民センター(15 館)」が相互に併設され、新たに開館した 3 館を含めて施設の名称を「〇〇市民センター・公民館」の二枚看板とする。 (※)「専門性のある職員の配置によって社会教育事業を実施し、市民の学習ニーズに応えられる」公民館の長所と、「市民が自主的な活動を自由に展開する場として」の地区市民センターの長所を併せ持つ施設としてスタート。 政令指定都市移行に伴い 5 区 38 館制をとり、各区に拠点館をおいた。 青葉区:「一番町公民館」 宮城野区:「中央公民館」 若林区:「七郷公民館」 太白区:「中田公民館」 泉区:「泉公民館」 ●名称変更…柏木・一番町(分館から公民館へ名称変更) ●新設…片平・東中田・高森 ●市民会館の一部として開館していたものに併設…榴ヶ岡 ●市民センターに併設…鶴ヶ谷・東部・北山・福沢・旭ヶ丘・三本松・荒町・南小泉・六郷・西多賀・八本松・八木山・山田・茂庭台	38 館
平成 2 年 3 月	「仙台市市民センター条例」を新たに制定。	
平成 2 年 4 月	施設の名称を「市民センター」に統一。 (※)市民センターの財産を教育財産とし、施設の使用許可については区長に委任し、施設管理の総括を市民局、維持管理を区長に補助執行させる。 「松陵市民センター」開館。	39 館
平成 2 年 5 月	「大沢市民センター」開館。	40 館
平成 2 年 9 月	「水の森市民センター」開館。	41 館
平成 3 年 4 月	「若林市民センター」「沖野市民センター」「寺岡市民センター」開館。	44 館
平成 3 年 6 月	「宮城市民センター」の名称を変更し、広瀬文化センター内に「広瀬市民センター」が開館。	
平成 5 年 4 月	「幸町市民センター」「貝ヶ森市民センター」「長命ヶ丘市民センター」開館。	47 館
平成 5 年 9 月	「南小泉市民センター」の名称を変更し、若林区文化センター内に「若林区中央市民センター」が開館。若林区の拠点館となる。	
平成 6 年 4 月	「落合市民センター」開館。	48 館

平成 6 年 11 月	「せんだいLLプラン 21 仙台市生涯学習基本構想」を策定。	
平成 7 年 4 月	「中山市民センター」開館。	49 館
平成 7 年 5 月	「折立市民センター」開館。	50 館
平成 8 年 4 月	「吉成市民センター」開館。	51 館
平成 9 年 4 月	「柳生市民センター」開館。	52 館
平成 11 年 6 月	「長町市民センター」の名称を変更し、太白区文化センター内に「太白区中央市民センター」が開館。太白区の拠点館となる。	52 館
平成 11 年 8 月	「田子市民センター」開館。	53 館
平成 12 年 1 月	「松森市民センター」開館。	54 館
平成 13 年 1 月	「仙台まなびの杜(仙台市教育ビジョン)」策定。(平成 13 年～22 年)	
平成 13 年 4 月	市民センターの業務再編により、職員を拠点館に集中配置、地区市民センター事業を「仙台ひと・まち交流財団」に委託する。	
平成 13 年 9 月	「市民センター運営方針」を定める。	
平成 13 年 11 月	「富沢市民センター」開館。	55 館
平成 13 年 12 月	「桂市民センター」開館。	56 館
平成 15 年 3 月	「福室市民センター」開館。	57 館
平成 15 年 11 月	《仙台市市民利用施設予約システム》の導入 「南中山市民センター」開館。	58 館
平成 16 年 4 月	指定管理者制度導入に伴い、「仙台ひと・まち交流財団」を指定管理者とする。(平成 16 年 4 月から 3 年間) 「木町通市民センター」開館。	59 館
平成 19 年 4 月	非公募により引き続き「仙台ひと・まち交流財団」を指定管理者とする。	
平成 19 年 10 月	仙台市公民館運営審議会より「市民センターの施設理念と運営方針の見直しについて」(答申)を受ける。	
平成 20 年 12 月	「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」を策定。	
平成 21 年 4 月	非公募により引き続き「仙台ひと・まち交流財団」を指定管理者とする。	

2. 市民センターの施設理念と運営方針

(平成20年12月策定)

【仙台市市民センターの施設理念】

市民センターとは、次の3つの機能が一体となって運営される社会教育施設である。

- 1 市民の学びのプロセスに沿った学習支援のための諸機能を有し、あらゆるライフステージに応じた市民一人ひとりの学びを総合的に支援する、市民との協働による市民本位の生涯学習の支援拠点としての機能
- 2 子どもから高齢者までのあらゆる市民が集い交流し、多様な市民による様々な活動が主体的に行えるよう支援する場や機能を持った市民のための市民が主役の交流拠点としての機能
- 3 学びを通して地域の人と人とをつなぎ、住みよいまちづくりにつながる人づくりを行う地域づくりの拠点としての機能

【仙台市市民センター事業の運営方針】

1 市民センター事業の目的

(1) 市民センター全体の事業目的

市民センターは、それぞれの地域での市民ニーズに応じた多様な事業を実施することにより、市民一人一人の主体的な生涯学習活動が充実し、その活動をきっかけとして仲間が集い交流が生まれ、その相互の交流を通して住みよい地域づくりにつながる自治活動が活発になるなど、それぞれの地域社会のより良い形成に寄与する“人づくり”を目指す。

【重点方針】

- ・全ての市民センター事業は、この目的に向かって計画性を持って実施する。
- ・実際の事業の企画・実施にあたり、職員は「きっかけ」「仕掛け」「働きかけ」といった社会教育的関わりを常に意識し、市民の主体的な「学び」を支え、市民と協働して事業に取り組む。
- ・職員はこのような目的が達成されているかどうかを自己点検・評価するとともに、市民・地域住民による評価を受け、事業の改善に絶えず努める。

(2) 拠点館事業の主要な目的

拠点館事業の主要な目的は、本市における、あらゆる市民のライフステージごとの学習ニーズに対応した、多様な生涯学習事業の計画的かつ体系的な推進である。さらには、指定管理者制度の下で事業を受注している地区館に対して、その果たすべき業務の目的・目標を設定し、定期的に事業を評価し必要な助言・指導を行うなど、発注者としての地区館事業へのマネジメントを行い社会教育施設としての質の確保を図ることである。

【重点方針】

- ・拠点館は、体系化された事業計画と社会教育の専門性を持って、市民センター事業全体の質を維持し高めるものとする。
- ・拠点館職員は常に専門性の維持・向上に努め、地域課題を踏まえた調査研究事業の充実と地区館支援のための環境整備に重点的に取り組むものとする。

(3) 地区館事業の主要な目的

地区館事業の主要な目的は、地域を基盤とし、地域づくりにつながる人づくりを行うことであり、市民一人ひとりが「出会い・ふれあい・学びあう」ことでつながり、さらには市民自ら地域課題に向き合い住み良いまちづくりに協働して取り組むことができるよう支援することである。

【重点方針】

- ・地区館は“地域づくりの拠点”としての機能を果たすことを重点目標とし、館長は地域のコーディネーターの役割を担うものとする。
- ・地域の連帯感を高め豊かな地域社会を創るために、地域における市民の主体的で多様な生涯学習活動を支援し、質・量ともに充実するものとする。

2 市民センターの役割

(1) 市拠点館（中央市民センター）の基本的な役割

- ① 市民センターにおける生涯学習事業体系の策定と行動計画の立案、および全市にわたる生涯学習事業の推進

本市における生涯学習に関わる機関・団体との役割分担を踏まえ、学校教育や市長部局・区の事業担当課とも連携しながら、市民センターが担うべき生涯学習事業体系を策定し、事業目標を定めた行動計画にしたがって本市の生涯学習事業を着実に推進する。

- ② 生涯学習推進のための専門性の向上

少子高齢化・国際化・情報化、男女共同参画などの現代的な課題や、本市が抱える諸課題への先進的な取組み、及び市民のライフステージごとの多様な学習ニーズの把握と効果的なプログラムづくり等の調査・研究を推進するとともに、その成果を地区館等へ還元する。

- ③ 市民一人ひとりのニーズに対応した生涯学習支援体制の充実

[学習活動のネットワーク化とリーダーの養成]

市民相互の学習活動やそのネットワーク化を支援するとともに、学習リーダーの養成や学習ボランティア活動を推進する。

[生涯学習情報の計画的体系的な収集と提供]

計画的で体系的な生涯学習情報の収集と提供を行い、生涯学習相談事業の充実を図る。

- ④ 指定管理者制度下での指定管理業務のマネジメントの推進

地区館事業の発注者として、指定管理業務の目的とそのための事業の目標及びその要求水準の考え方を明確にし、地区館ごとに事業を評価できる体制を構築する。

- ⑤ 職員の人材育成

[職員研修の体系化と専門研修の充実]

初任者・中堅者・館長などに対する経験や役割に応じた体系的な研修や、社会教育を担当する職員としての専門性を高める研修の充実を図る。

[職員への助言・指導及び支援体制づくり]

事業が具体的な目標のもとに計画的に推進できるよう、事業を担当する職員への専門的な助言・指導や支援のための体制づくりに努める。

(2) 区拠点館（区中央市民センター）の基本的な役割

- ① 区内の生涯学習事業の推進

[区内の生涯学習事業の推進と地域リーダーの育成]

区内諸団体及び区役所などとの連携を図り地域課題に取り組むことで、区内の生涯学習事業を推進するとともに、区内の地域リーダーの育成に努める。

[区内の市民の学習・グループ活動への支援]

区内の生涯学習活動を幅広く支援するため、生涯学習情報の収集と提供、及び相談事業を充実させるとともに、活動する市民・団体等のグループ化やネットワーク化への支援に努める。

② 区内地区館事業への支援

【関係諸団体との連携の推進】

地域団体・N P O・ボランティア団体などの民間諸団体や、区役所、学校などの公共機関等との連携によって地区館事業が活発に展開されるよう、地区館を積極的に支援する。

【家庭及び地域での教育力向上、ジュニアリーダーの育成支援】

地域での子育て支援や子どもが育つ環境づくりのために、区内の民間諸団体や行政の担当課、嘱託社会教育主事研究協議会支部とも十分連携し、地区館での家庭及び地域社会の教育力の向上とジュニアリーダーの育成が図られるよう、その支援に努める。

【地区館職員の人材育成】

定期的な連絡会の開催や、区内の地区館が連携して進める事業の支援など、区内の地区館職員の人材育成が図られ、かつ効果的な事業が推進されるよう働きかけを行う。

③ 指定管理者制度下での区内地区館業務のマネジメントの推進

地区館業務の目的、各事業の目標及び要求水準をもとに、それぞれの地域ニーズを地区館職員とともに把握し、より効果的な事業の実施に向けた指導・助言を行うとともに、事業の結果について的確な評価を行うことで、地区館事業の向上が図られるよう支援に努める。

(3) 地区館（各市民センター）の基本的な役割

【取組指針】

社会教育施設としての地区館に求められる下記の機能は、相互に関連を持ちながら総合的に発揮されなければならない。それにより、これまで市民センターに関心のなかった人々が、地区館事業に様々な形で関わることができ、地区館が多くの市民の参画を得ながら地域づくりの拠点として活発に機能することになる。

また、地区館の職員は、区拠点館の支援を受けつつ、これらの機能が総合的に発揮されるよう「きっかけ」をつくり、「仕掛け」「働きかけ」を行い、地域住民や地域の諸団体等と協働して事業を展開していくものとする。

① 地域住民本位の生涯学習拠点機能

【学習ニーズ・地域課題を踏まえた特徴ある事業の実施】

地域住民を対象にしたアンケート調査や懇談会、日々の地域情報の収集などを通して地域住民の学習ニーズと地域課題を把握し、目的を明確にした上で特徴ある事業を実施する。

【事業の魅力づくりと参加しやすい条件づくり】

事業の企画にあたっては「学びを通じての人と人とのつながり」を基本方針とし、地域住民が楽しく参加したくなるような工夫（魅力づくり）や参加しやすい条件を整えるよう努める。

【市民参画の推進と市民の活動の育成・支援】

市民自らが学ぶことで主体的な活動が地域で多様に展開できるよう、市民参画による事業を積極的に推進するとともに、地域を基盤としたサークル活動や市民活動の育成・支援に努める。

② 地域の交流・拠点機能

【地域住民の交流の場、及び子どもたちの育成・交流の場の確保】

多様な地域住民が気軽に集い、楽しく交流のできる場と機会を設ける。特に、地域の中で見守られ育まれるべき次代を担う子どもたちのための子育て支援と青少年の育成・交流の場の確保に配慮する。

[様々な地域ネットワークの拠点機能＝プラットフォームの確保]

地域にあるさまざまな団体、NPO、ボランティア組織等が共通の地域課題のもとに集まれるネットワークの拠点としての機能（プラットフォーム）が持てるよう努める。

③ 地域のコミュニティづくり機能

[コミュニティ意識の醸成]

地域住民と協働し、地域の歴史・自然・行事などの地域資源を活かした地域文化の継承と創造の事業に継続的に取り組むとともに、地域の魅力と課題の発見を通して、多くの地域住民が地域と関わることができるよう積極的に働きかけ、地域住民のコミュニティ意識の醸成を図る。

[地域活動を担う人材の育成]

地域課題を踏まえ、地域の関係団体やNPO等と連携しながら、地域での多様な活動を担う人材の育成に努める。

[地区館事業に市民が主体的に関わる仕組みづくり]

地域に根差した地区館事業を市民と協働で推進するために、地域住民が地区館事業に主体的に関わる仕組み（地域住民による地区館ごとの運営協議会等）を創り活かす。

④ 地域のコーディネート機能

[地域にある機関・団体等のネットワーク化]

PTA・町内会・商店街等の各種地域団体、NPOなど地域に関わる機関や団体、学校や区役所等の公共機関と連携し、地域住民とともに地域課題に取り組むためのネットワークを構築する。

[行政機関と地域との仲介・調整の窓口機能の分担]

“地域の声”を施策や事業につなげるために、行政・専門機関等と地域の諸団体等との交流拠点施設としての仲介および調整の窓口機能を担う。

⑤ 地域の情報ステーション機能

[地域の資源・財産の保管と公開]

地域にあるさまざまな資源（歴史、文化、自然等）や財産（祭礼行事、施設、人材等）などに関する情報を多様な媒体に整理・保管し、地域住民が必要に応じて閲覧し活用できる仕組みを整える。

[地域情報の収集と提供]

地域内の学校や区役所などの公共機関からのお知らせや催し情報のほか、地域団体や各種サークル、NPOなどからの活動情報や募集情報などを随時収集・整理し、適時、地域住民に提供する。

【仙台市市民センターの施設管理の運営方針】

(1) 市民サービスの向上

- ① 利用者の立場に立ったサービスを行う
- ② 利用者のプライバシーを保護するよう十分配慮する

(2) 市民交流スペースの確保とオープンスペースの活用

市民の誰もが気軽に立ち寄り、交流のできる場と機能を確保する。

地区館のオープンスペース等に関しては、地域住民にとって魅力ある場となるよう、地域住民の意向を十分に踏まえた各館独自のルール及び運営体制を設けるなど、その利用を促進する。

(3) 地域優先への配慮

地区館は、地域づくりの拠点施設であることから、地域住民の利用が優先されるよう努め、そのための仕組みづくりを行う。

3. 平成 21 年度市民センター事業体系（教育局・地区館）

＜教育局直轄事業体系＞

大分類	中分類	小分類
01 生涯学習事業に係る企画・調査・研究 市民センターによる調査研究を通し、本市の課題を明らかにすることにより、市民が様々な課題に応じて学べるようになる。	01 基礎調査の実施 02 生涯学習事例研究事業の実施 03 全市重点事業等の分析・評価 04 調査・研究成果の活用	01 地域別基礎調査 02 生涯学習事業に係る学習情報の収集・発信に係る基礎調査 03 その他関連調査 01 地域連携事業に係る事例研究 02 学習成果社会還元に係る事例研究 03 市民企画事業に係る事例研究 04 その他当該事業に係る事例研究 01 区内地域連携事業に係る分析・評価 02 区内学習成果社会還元事業に係る分析・評価 03 生涯学習委託事業に係る分析・評価 01 報告書作成及び報告会の開催 02 生涯学習事業委託先への情報提供及び実施指導 03 研究機関・教育機関への調査研究事業の提供 04 生涯学習事業要求水準書作成
02 生涯学習の質的向上を図る 市民が質の高い市民センター事業を受けられるようになる。	01 広域規模の学習プログラムの実施 02 市民センター事業運営への市民の意見反映 03 職員の資質向上・企画力向上	01 生涯学習ボランティア養成・育成事業の実施 02 ジュニアリーダーの養成・育成事業 03 インリーダー研修会 04 家庭教育講座 05 学びのコミュニティ推進事業 06 学社連携・融合事業 07 市民団体・NPO・企業連携 08 市民参画事業 09 その他 01 パートナーグループ事業の開催 02 公民館運営審議会の運営 01 職員研修 02 テーマ別検討会 03 職員会議 04 地区館事業に係る指導・支援事業
03 情報提供 市民が学習に必要な情報をいつでも得られることで、主体的に学べるようになる。	01 学習情報収集提供	01 学習情報の提供・相談 02 学習情報の収集 03 生涯学習情報誌の発行 04 ホームページによる学習情報の発信
04 委託事業 市民が様々な課題に応じて主体的に学習活動や社会参加できるようになる。	01 指定管理者への委託事業	01 ライフステージに応じた課題学習 02 時代に応じた新しい課題の学習 03 学習情報の提供・相談 04 学習成果の社会還元事業 05 学びの活動の広がる事業の実施 06 パートナーグループ事業の開催
09 その他の業務		予算管理 業務マネジメント 事業概要作成 社会教育実習生等の受入 宮城県公民館連絡協議会運営 全国公民館大会 庶務等

<地区館（財団）事業体系>

大分類	中分類	小分類
01 市民が様々な課題に応じて学べるようになる	01 市民がライフステージに応じた課題について学べるようになる	01 子育て支援に関する講座の開催 02 家庭教育に関する講座 03 家庭教育相談の開催 04 インリーダー研修会の開催 05 世代間の交流を進める事業の開催 06 老壯大学の開催 07 高齢化社会に対応した講座の開催 08 自然・教養・文化に関する講座の開催 09 健康づくりに関する講座の開催 10 地域の素材を学習する講座の開催
	02 市民が、時代に応じた新しい課題について学べるようになる。	01 国際化時代に対応した講座の開催 02 情報化時代に対応した講座の開催 03 防災に関する講座の開催 04 環境保全に関する講座の開催 05 男女共同参画に関する講座の開催 06 福祉に関する講座の開催 07 ボランティア・奉仕活動に関する講座の開催 08 社会力を高める講座
02 市民が、学習に必要な情報を得ることで、主体的に学べるようになる	01 市民が、市民センターで学習相談・情報提供を受けられるようになる 02 市民が、市民センターの講座情報をいつでも得られるようになる	01 学習情報の提供・相談 02 学習情報の収集 03 サークル活動支援 01 市民センターだよりの発行 02 生涯学習情報誌の発行 03 ホームページによる学習情報の発信 04 報道機関による情報の提供
03 市民が学んだ成果を地域に生かせるようになる	01 市民が、生涯学習ボランティアとして活動できるようになる 02 市民が、自らの知識や経験を生涯学習事業に生かせるようになる	01 ジュニアリーダーの育成支援 02 ボランティア養成講座の開催 03 ボランティア活動の支援 01 市民による地域情報の発信 02 市民が企画・運営する講座の実施 03 生涯学習事業の企画の公募
04 市民が、地域で学びの活動を広げるようになる	01 学校、地域、市民活動団体が、地域活動を通して、連携できるようになる 02 市民が、自らの学習活動を生かして、地域づくり・人づくりに参加できるようになる 03 市民が、地域の人やほかの学習団体と交流できるようになる	01 学校と連携した事業の実施 02 地域の学習団体と連携した事業の実施 03 学びのコミュニティ事業の実施 01 まちづくりに参加する事業の実施 02 地域間交流事業の開催 01 市民センターまつりの開催 02 市民の学習発表会の開催 03 市民交流事業の開催
05 市民が、質の高い市民センター事業を受けられるようになる	01 市民の意見が市民センターの運営に反映できるようにする	01 パートナーグループ事業の開催 02 アンケート・調査研究による市民ニーズの把握
06 その他の業務	01 社会教育実習等の受入業務	01 職場体験学習の受入

<事業区分（教育局・地区館共通）>

事業区分	定義
「家」…家庭教育推進事業	子育て世代が育児や家庭生活について学ぶことができたり、親子のふれあいを深めることをねらいとする事業 (例)子育て支援講座／親子ふれあい教室／食育講座／思春期親学／ プレパパママ講座／絵本よみきかせ講座
「青」…青少年健全育成事業	青少年が様々な体験を通じて学ぶ力を身につけることによって心身の健やかな成長を培ったり仲間づくりや親子・異世代の交流を図ることをねらいとする事業 (例)インリーダー研修／子どもの広場／キッズクッキング／ 夏休みチャレンジ講座／子ども体験塾
「成」…成人学習振興事業	幅広い教養を身につけたり、さまざまな課題を学習する機会を提供するとともに、共通の課題や関心を持つ市民(受講者)相互の仲間づくりや交流を図ることをねらいとする事業 (例)自然体験教室／エコライフ講座／裁判員制度講座／ 男の料理教室／パソコン・デジカメ教室／社会教育実習生の受入
「高」…高齢者学習振興事業	長寿社会の中で、高齢者が学習を通じた仲間づくりや交流によって、生きがいを持って社会生活を送ることができるようになることをねらいとする事業 (例)明治青年大学／老壯大学／健康づくり教室／介護予防教室／ シニアパソコン教室
「地」…地域社会教育推進事業	市民や地域の団体等がイベントや体験活動などを通して、地域住民との交流や地域活動の推進を図ることをねらいとする事業 (例)市民センターまつり／地域懇談会／学びのコミュニティ関連事業／ 地域防災教室／社会学級連携事業／地域(自然・伝統)を知る講座
「民」…民間指導者育成事業	自らの学習成果や経験を生涯学習ボランティアとして社会に生かす意欲のある人材を養成したり、そのような活動を支援することをねらいとする事業 (例)各種ボランティア育成講座／各種ボランティア活動支援／ ジュニアリーダー育成支援／子ども広場サポーター養成講座
「学」…学習情報提供・学習相談事業	生涯学習の推進に必要な人材や施設、学習機会、サークルなどの情報を収集し市民に提供するとともに、学習相談に応じる事業 (例)学習情報提供・相談／サークル活動支援／サークル体験／ 市民センターだより発行／地域学習・人材情報収集

4. 仙台市市民センターの構成図

